

受験資格 コード表

法定資格に基づく対人援助業務 以下の法定資格に基づく業務に従事する者

コード	法定資格名	コード	法定資格名	コード	法定資格名
8001	医師	8002	歯科医師	8003	薬剤師
8004	保健師	8005	助産師	8006	看護師
8007	准看護師	8008	理学療法士	8009	作業療法士
8010	あん摩マッサージ 指圧師	8011	はり師	8012	きゅう師
8013	栄養士 (管理栄養士含む)	8014	義肢装具士	8015	歯科衛生士
8016	言語聴覚士	8017	視能訓練士	8018	柔道整復師
8019	社会福祉士	8020	介護福祉士	8021	精神保健福祉士

別表 1 《法に基づく》施設等において必置とされている相談援助業務に従事する者

コード	対象事業及び施設	職種	規程する法令・通知等
1501	特定施設入居者生活介護 以下の施設のうち介護保険の指定を受けたもの ●有料老人ホーム (サービス付き高齢者向け住宅の登録を受けているものを含む) ●その他厚生労働省令で定める施設 (養護老人ホーム・経費老人ホーム)	生活相談員	介護保険法(平成9年法律第123号)第8条第11項 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生労働省令第37号)第175条第1項第1号
1511	地域密着型特定施設入居者生活介護 以下の施設のうち介護保険の指定を受けたもの ●有料老人ホーム (サービス付き高齢者向け住宅の登録を受けているものを含む) ●その他の厚生労働省が定める施設 (養護老人ホーム・経費老人ホーム)	生活相談員	介護保険法第8条第21項 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第34号)第110条第1項第1号
1521	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 ●特別養護老人ホーム (29人以下)	生活相談員	介護保険法第8条第22項 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第34号)第131条第1項第2号
1531	介護老人福祉施設 ●特別養護老人ホーム (30人以上)	生活相談員	介護保険法第8条第27項 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生労働省令第39号)第2条第1項第2号
1541	介護老人保健施設	支援相談員	介護保険法第8条第28条 指定介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準(平成11年厚生労働省令第40号)第2条第1項第4号

1551	介護予防特定施設入居者生活介護 以下の施設のうち介護保険の指定を受けたもの ●有料老人ホーム (サービス付き高齢者向け住宅の登録を受けているものを含む) ●その他厚生労働省令で定める施設 (養護老人ホーム・経費老人ホーム)	生活相談員	介護保険法第8条の2第9項 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第35号)第231条第1項第1号
1561	指定特定相談支援事業 ●計画相談支援 (サービス利用支援、継続サービス利用支援)	相談支援専門員	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条第18項 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第28号)第3条
1571	指定障害児相談支援事業	相談支援専門員	児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の2の2第7項 児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第29号)第3条
1581	生活困窮者自立相談支援事業	主任相談支援員	生活困窮者自立支援法(平成25年法律第105号)第2条第2項 生活困窮者自立支援法(平成25年法律第105号)第2条第2項に規定する生活困窮者自立相談支援事業にあつては、生活困窮者自立支援事業等の実施について(平成27年7月27日社援発0727第2号厚生労働省社会・援護局長通知)の別紙(別添1)自立相談支援事業実施要領3(2)ア

※受験対象者についての留意点

以下の事項に該当する方は、試験に合格し、介護支援専門員実務研修を修了しても、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第69条の2に定める登録を受けることができませんので留意してください。

ア 成年被後見人又は被保佐人

イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

ウ この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

エ 登録の申請前5年以内に居宅サービス等に関し、不正又は著しく不当な行為をした者

オ 法第69条の3第3項の規定による禁止の処分を受け、その禁止の期間中に法第69条の6第1項第1号の規定によりその登録が消除され、まだその期間が経過しない者

カ 法第69条の39の規定による登録の消除の処分を受け、その処分の日から起算して5年を経過しない者

キ 法第69条39の規定による登録の消除の処分に係る行政手続法(平成5年法律第88号)第15条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に登録の消除の申請をした者(登録の消除の申請について相当の理由がある者を除く。)であつて、当該登録が消除された日から起算して5年を経過しない者